

新型コロナウイルス等の感染症拡大時の対応

日ノ丸自動車株式会社

(1) 感染予防対策の体制

- ・ 経営トップが率先し、新型コロナウイルス感染防止のための対策の策定・変更について検討する体制を整える。
- ・ 感染症法、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の関連法令上の義務を遵守するとともに、労働安全衛生関係法令を踏まえ、衛生委員会や産業医等の産業保健スタッフの活用を図る。
- ・ 国・地方自治体・業種団体等を通じ、新型コロナウイルス感染症に関する正確な情報を常時収集する。

(2) 健康管理

- ・ 従業員に対して、可能な限り朝夕2回の体温測定を行った上で、その結果や症状の有無を報告させ、発熱やせき等の症状がある者は自宅待機とする。特に、息苦しさ、だるさ、味覚・嗅覚障害といった体調の変化が無いか重点的に確認する。また、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、海外からの入国・帰国時に政府の指示で健康監視中である方との濃厚接触がある場合においても、自宅待機とする。
- ・ 発熱やせき等の症状があり自宅待機となった従業員については、医師や保健所への相談を指示する。
- ・ 従業員に対して、毎日十分な睡眠を取り、休日は休養に努めるよう求める。
- ・ 職場における検査の活用・徹底を次の通り図る。
 - 1 普段から、健康観察アプリ等を活用し、毎日の健康状態を把握する。
 - 2 体調が悪い場合には出勤前に会社へ報告する社内ルールを徹底する。
 - 3 出勤後に少しでも体調が悪い従業員が見出された場合は、速やかに医療機関（かかりつけ医等）に受診させる。

(3) 事業所での勤務

- ・ 従業員に対し、始業時、休憩後を含め、定期的な手洗い、手指消毒を徹底する。このために必要となる水道設備や石けん、手指消毒液等を配置する。
- ・ 従業員に対し、休憩時間を含む勤務中は、正しいマスクの着用や大声、会話を控えることを掲示等で周知するとともに咳エチケットについて徹底する。
- ・ 十分なマスク着用の効果を得るためには隙間ができないようにすることが重要であり、適切なマスクの着用に努める。
- ・ 飛沫感染防止のため、座席配置等はできるだけ2メートルを目安に一定の距離を保てるよう配置する。仕切りのない対面の座席配置は避け、可能な限り対角に配置する、横並びにするなど工夫する。
- ・ 窓が開く場合、1時間に2回以上かつ、1回5分以上程度、窓をあげ換気に努める。また、建物全体や個別の作業スペースの換気に努める。

- ・ 他人と共用する物品や手が頻繁に触れる箇所を最小限にするよう工夫する。
- ・ 人と人が頻繁に対面する場所は、アクリル板・透明ビニールカーテン等で遮蔽し「三つの密（密集・密閉・密接）」のいずれも回避と身体的距離を確保するほか、マスクの着用と換気を徹底し、飛沫感染対策を図る。
- ・ 接触防止の観点からカード類や現金の受け渡しにはコイントレーの活用に努める。
- ・ 出張は、地域の感染状況に注意し、不要不急の場合は見合わせる。
- ・ 外勤時や出張時には面会相手や時間、経路、訪問場所等を記録に残す。
- ・ 会議やイベントは極力オンラインで行い、身体的距離最低1メートル以上を確保できない参加者が見込まれる、オンラインではない会議やイベントの開催は、原則として行わない。
- ・ 少人数の会議については、必要性を検討の上で判断（時期の見直し、テレビ会議等での代替を検討）する。対面で行う場合は、三密回避はもとより、換気と身体的距離の確保、時間を短くすること、マスク着用のそれぞれの徹底、会議室の椅子を減らしたり、机等に印をつけたりするなど、近距離や対面に座らないように工夫する。
- ・ オフィスにおけるペーパーレス化、デジタル化に努める。
- ・ オンラインではない社外の会議やイベント等については、必要性を検討の上、可能な限り参加を控える。参加する場合は、最小人数とし、マスク着用を推奨する。
- ・ 採用説明会や面接等については、出来る限りテレビ会議等で実施する。
- ・ テレワークを行うにあたっては、労働時間の適正な把握や適正な作業環境の整備等に配慮する。
- ・ 事業所内に感染防止対策を示したチラシを掲示するなどにより、従業員に対して感染防止対策を周知する。

(4) 事業所での休憩・休息スペース

- ・ 共有する物品（手すり、テーブル、椅子等）は、定期的かつこまめな消毒を推奨する。
- ・ 寝具等については使用する際に除菌を徹底するとともに、リネンの交換に努める。
- ・ 出入り口などにアルコール等の消毒液を設置することに努める。
- ・ 使用する際は、入退室の前後の手洗い、手指消毒を徹底する。
- ・ 休憩室、仮眠室、更衣室、食堂及び喫煙室においては密集、密接が発生することを防ぐことを徹底する。
- ・ 屋内休憩スペースについては常時換気を行うなど、いわゆる「三つの密（密集・密閉・密接）」のいずれも避けることを徹底し、特に休憩室、仮眠室及び食堂においては換気についてできる限り複数箇所の窓を同時に開放し、それが困難な場合は開放部分の外に向かって扇風機を回すなど、外気の循環を確保する。また、冬季など窓の常時開放が困難な場合も、時間を決めた窓の開放や換気扇などを常時稼働させるなど換気する。
- ・ 休憩室、仮眠室においても、常時マスクを着用する。ただし、気温・湿度の高い時において、屋外で他人と十分な距離を確保できる場合には適宜マスクをはずす。
- ・ 飲食用エリア以外での飲食は出来るだけ行わないよう徹底する。また、食堂等での飲食についても、食事中以外のマスク着用を徹底し、時間をずらす、椅子を間引くなどにより、2メートル以上の距離を確保するよう努める。施設の制約等により、これが困難な場合も、テーブル上に区切りのパーティション

ョン（アクリル板等）を設置するなど対面で座らないように配慮する。

- ・業務連絡等で使用する社用車での移動の場合にもマスクの着用、換気の徹底をはじめとする上記休憩スペースでの対策に留意する。

(5) トイレ

- ・使用する際は、入退室の前後の手洗い、手指消毒を徹底する。
- ・便器は通常の清掃で構わないが、ウイルスが付着した可能性のある場所は定期的かつこまめな消毒を推奨する。
- ・トイレに蓋がある場合、蓋を閉めてから汚物を流すよう表示する。
- ・共用のタオルは禁止し、従業員に個人用タオルを持参してもらう。

(6) 車両・設備・器具

- ・ドアノブ、電気のスイッチ、階段の手すり、ゴミ箱、電話、共有のテーブル・いす等の共有設備について、洗浄・消毒を行う。
- ・車両点検用工具などの共用器具を使用した際は、こまめに手洗い手指消毒を行うよう努める。
- ・事業用自動車内の座席やつり革、手すり、防護スクリーン、タブレット等、乗務員や不特定多数の利用者が頻繁に触れる箇所については、こまめに消毒を行う。また、座席に掛ける布については、定期的に洗濯する。
- ・ゴミはこまめに回収する。ゴミの回収等清掃作業を行う従業員は、マスクの着用を徹底するとともに、手袋を着用し、作業後等マスクをはずし、手袋を脱いだ後は、石けんと流水による手洗いを徹底する。
- ・運転に支障がない場合は、運転席及び運転席と後部座席の間に防護スクリーンを設置することなどにより、乗客と乗務員の飛沫感染を防止するよう努める。

(7) 運転者に対する点呼

- ・対面により運転者に対して点呼を行う際には、適切な距離を保つこと、運行管理者等（点呼を行う運行管理者又は補助者をいう。）と運転者の間にアクリル板、透明ビニールカーテン等を設置すること、常時換気を徹底することなどにより、いわゆる「三つの密（密集・密閉・密接）」のいずれも避けるための取組を行う。また、運行管理者等に対し、マスク着用や、点呼前後の石けんと流水による手洗い等の基本的な感染予防対策を講じるよう徹底する。
- ・疲労、疾病等を報告させる際には、体温測定の結果を報告させて体調の確認を行うことなどにより、健康状態を確実に把握するとともに、発熱やせき等の症状があることが確認された場合には、自宅待機とする。
- ・始業点呼時に、マスクの着用や手洗いの励行等の感染予防対策が取れていることを確認する。
- ・酒気帯びの有無の確認において使用するアルコール検知器については、こまめに除菌するとともに携帯型アルコール検知器を活用するなど複数の検知器を使用することなどにより感染防止を徹底する。

(8) 運行中

- ・乗務員（ガイド含む）は、運行中（車内でのアナウンス時を含む）は、マスクの着用を徹底する。

- ・ アナウンスについては、マイクの共同使用は避け、可能な限り前方を向いて行う等、工夫に努める。
- ・ 大音量の BGM は大声での会話を誘発する可能性があるため BGM の音量を上げすぎないように留意する。
- ・ LED ピューアやプラズマクラスターなどウイルス除去装置稼働と、エアコンによる外気導入や窓開け等の車内換気を行い、これら対策を行っている旨表示やアナウンスすることにより、乗客が安心して利用することができるように配慮する。
- ・ 乗客の降車後に、窓を開けて換気するなどの車内換気に努める。
- ・ 運賃・荷物の受け渡し、荷役等において、マスク着用の徹底や出来る限り手袋を着用するとともに、書類の受渡しや荷物の積み卸しの際には、相手先との直接接触を減らすよう努める。
- ・ 乗務員に対し、乗務中に発熱や体調不良を認めた時は運行管理者に連絡を入れることを徹底するとともに、乗務を中止させる。

(9) 従業員に対する協力のお願い

- ・ 従業員に対し、感染防止対策の重要性を理解させ、日常生活を含む行動変容を促す。このため、これまで新型コロナウイルス感染症対策専門家会議が発表している「人との接触を8割減らす10のポイント」、「感染リスクが高まる『5つの場面』」、「『新しい生活様式』の実践例」を周知するなどの取組を行う。
- ・ 新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者が、事業所内で差別されるなどの人権侵害を受けることがないように、従業員を指導し、円滑な社会復帰のための十分な配慮を行う。
- ・ 従業員に対し、接触確認アプリ（COCOA）のダウンロードや、地方公共団体独自の通知システム、QRコード等の利用登録を推奨する。
- ・ 制服や衣服はこまめに洗濯する。

(10) 利用者に対する協力のお願い

- ・ バス車内に可能な限り手指消毒液を装備し、利用者が乗車する際に手指消毒をお願いする。
- ・ 事業所内に立ち入る利用者に対して、感染防止対策を示したチラシの掲示・配布を行うなどにより、感染拡大防止について協力を求める。
- ・ 車内における飲食は控え、やむをえない場合弁当等で食事を取る際は会話をしない黙食を条件とする。また、飲酒や大声での会話、カラオケの利用及びサロン席での飲食・歓談は、現在お控えいただいている旨案内し協力を求める。

(11) その他

- ・ その他、感染予防や対策にあたっては、「バスにおける感染予防対策ガイドライン」に加えて、貸切バスにおいては「貸切バスにおけるガイドライン」も参照し、適切に対処することとする。